

2013年3月11日

狛江市長 高橋都彦 様



提案者氏名
住所

[Redacted area for proposer name and address]

狛江市市民参加方法提案書

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則第2条第1項の規定に基づき市民参加の手続きの方法について賛同署名を添付し提案します。

(1) 市民参加の方法の提案を求める事案及びその内容等

狛江市前期基本計画(平成22年度～平成26年度)の改定である「狛江市後期基本計画(平成25年度～平成31年度)」の策定作業がおこなわれており、貴職の下命を受けた市職員のみによって、すなわち市民の参加なしに作成された同計画素案が公表されました。素案について、わずか2回の「市民説明会」と「パブリックコメント(意見募集)」という市民参加方法のみで、貴職の言う「市政全般のマスタープラン」を策定するにはあまりにも拙速であり、将来に禍根を残すことを危惧します。

現行基本計画の計画期間ははまだ2年間残っており、多くの市民の参加によって市民に親しまれる基本計画を策定する時間的余裕は充分あります。

については、改定対象である狛江市前期基本計画(平成22年度～平成26年度)の策定にあたって採用された市民参加方法(総合基本計画審議会(学識経験者8名、市民4名、職員1名)が軸になり進められた。審議会のもとに基本計画策定市民分科会を設置し、学識経験者6名、市民35名が参加し、約1年間にわたって検討を進めた。)と同程度、あるいはそれ以上に幅広い市民参加の方法を採用されるよう提案するものです。

(2) 市民参加の方法の提案を求める理由

以下、提案理由を列記します。

- ①本計画は、貴職の言う「市政全般のマスタープラン」であり、市政の基本中の基本と言える計画です。狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の制定趣旨をふまえ、最大限の市民参加を実現して策定すべきです。
- ②狛江市前期基本計画(平成22年度～平成26年度)を改定するものであり、その策定にあたり採用された市民参加方法と同程度、あるいはそれ以上に幅広い市民参加方法を実現するのが当然です。
- ③改定対象の現行基本計画の計画期間ははまだ2年間残っており、多くの市民の参加によって市民に親しまれる基本計画を策定する時間は充分あります。
- ④基本計画は、市議会の議決を経た第3次基本構想に掲げた将来像「私たちがつくる水と緑のまち」を実現するため、目標達成に向けた具体的手段となる施策を体系的に明らかにするものです。わずか2回の「市民説明会」と「パブリックコメント(意見募集)」という市民参加方法のみでは、決して「私たちがつくるまち」という実感を市民が得ることはできないと思います。市民が信頼できる基本計画をつくりだしていくため、最大限の市民参加が求められています。

※ 提案者及び署名者は狛江市在住・在勤・在学で申請提出日において18歳以上であること。ただし、18歳未満の者を対象とする行政活動に対する方法提案の場合は、当該行政活動の対象者を18歳以上とみなす。